

有価証券報告書等の「関係会社の状況」における債務超過の状況 にある関係会社の開示に係る重要性の判断基準について

平成11年7月6日
日本公認会計士協会

1. はじめに

企業会計審議会は、従来の個別情報を中心とする開示から連結情報を中心とする開示に転換を図る観点から、有価証券報告書等の記載内容の見直しを行い、平成11年2月19日に「有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る具体的な取扱い」を公表した。その中で、有価証券報告書等の「第1 企業の概況」に「関係会社の状況」の項目を設け、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社がある場合には、その旨及び債務超過の金額を記載することが示された。

これを受けて、平成11年3月30日付けで企業内容等の開示に関する省令の一部が改正され、「関係会社の状況」に記載された関係会社について、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社があるとき又は連結財務諸表を作成しない場合において重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額を記載することとされた。

本研究報告は、「関係会社の状況」に記載された関係会社について、債務超過の状況にある関係会社として、その旨及び債務超過の金額を記載することとなる場合の重要性の判断基準について研究を行い、実務の参考に資するために取りまとめたものである。「関係会社の状況」の記載は、財務諸表の一部を構成するものではなくその記載内容は監査対象に含まれるものではないが、日本公認会計士協会として、省令の改正に基づく新たな制度導入に当たり実務上の取扱いを統一する観点から、監査委員会研究報告として公表するものである。

2. 債務超過の状況にある関係会社の開示の目的

有価証券報告書等の「関係会社の状況」の項目において、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下同じ。）にある関係会社が存在している場合には、その旨及び債務超過の金額の記載が求められている。これは、財務諸表提出会社の傘下にある関係会社が、重要な債務超過の状況にあるときには、企業集団としての連結経営の立場から経営計画上の重要な課題となるため、有価証券報告書等の「関係会社の状況」の項目において、その旨及び債務超過の金額を記載することにより、利害関係者の判断に係る有用なリスク情報を提供する必要があると考えられることによるものである。

また、連結財務諸表を作成していない場合においても、重要な債務超過の状況にある関係会社に関する開示が求められているが、これも同様の趣旨によるものである。

3. 債務超過の状況にある関係会社の開示における重要性の判断基準

債務超過の状況にある関係会社の情報を開示するか否かに当たっての重要性の判断基準については、リスク情報として開示することの趣旨に基づき、次の(1)又は(2)に掲げる基準によることが適当と考えられる。

(1) 連結財務諸表又は中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社

債務超過の状況にある関係会社の債務超過の金額（負債の総額のうち資産の総額を上回っている額をいう。以下同じ。）が、連結純資産額の5%に相当する額と100億円のいずれか小さい額以上の金額である場合の当該関係会社を記載対象とする。

ただし、連結純資産額の5%に相当する額が10億円を下回っている場合には、10億円以上の債務超過の金額を有している関係会社を記載対象とすることができる。

(2) 連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成していない場合における重要な債務超過の状況にある関係会社

債務超過の状況にある関係会社の債務超過の金額が、財務諸表提出会社の個別財務諸表における純資産額の5%に相当する額と100億円のいずれか小さい額以上の金額である場合の当該関係会社を記載対象とする。

ただし、純資産額の5%に相当する額が10億円を下回っている場合には、10億円以上の債務超過の金額を有している関係会社を記載対象とすることができる。

4. 債務超過の状況にある関係会社の開示内容

債務超過の状況にある関係会社に重要性があると判断された場合における有価証券報告書等における開示内容は、次のとおりである。

(1) 連結財務諸表又は中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある子会社及び関連会社があるときは、その旨及び債務超過の金額を記載する。

なお、当該債務超過の金額のうち、連結財務諸表又は中間連結財務諸表に対する影響額を付記することができる。

(2) 連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関連会社があるときは、その旨及び債務超過の金額を記載する。

なお、当該債務超過の金額のうち、当該関連会社に持分法を適用した場合の財務諸表提出会社の持分に負担させるべき額を付記することができる。

以 上